

JEMAI環境ラベルプログラム

システム認証機関登録・評価手順

文書管理番号：JC-05-01

一般社団法人産業環境管理協会

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
01	平成30年2月26日	-	制定。エコリーフプログラムとCFPプログラムの統合により、新規作成。

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「JEMAI 環境ラベルプログラム」（以下、「本プログラム」という。）において、システム認証機関の評価・登録を「システム認証機関の力量に関する要求事項」に照らして実施するための手順について定めるものである。

1. システム認証機関初回登録申請

1-1. システム認証機関の登録申請

システム認証機関に登録を希望する組織（以下、「申請組織」）は、協会に対し、「システム認証機関登録申請書」に漏れなく記入し、提出すること。また、申請組織は、協会に対し、「システム認証機関の力量に関する要求事項」を基に作成した文書類を送付しなければならない。

申請内容

1). システム認証機関登録申請書

- ① 組織代表者名
- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ 認定機関からの認定の有無
- ⑤ 認証サービスの範囲
- ⑥ 基本的な LCA/環境宣言に対する知見の有無
- ⑦ システム認証実施のための体制構築
- ⑧ GHG マネジメント検証の実施経験
- ⑨ システム認証機関の力量に関する要求事項第 7 項について了解いただけるかの確認

2). システム認証に関連する要員リスト

- ① 運営管理責任者の所属、役職、氏名
- ② 審査チームもしくはレビューチームに関わる要員の No、氏名、部署、役割、契約形態
- ③ 運営業務に関わる要員の氏名、所属部署、役職

3). 業務従事者個別表

4). システム認証審査実施のための文書類

1-2. 評価

協会は、提出された各書類の確認、および立会審査等を実施し、「システム認証機関の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

協会は、判定結果を申請組織に通知する。

1-3. 登録

協会は、適合と判定された申請組織について、システム認証機関として登録する。また、本プログラムのウェブサイトに公開する。

2. システム認証機関の維持・更新

2-1. 登録の維持および更新

システム認証機関は登録後 1 年ごとに維持申請を行い、3 年ごとに更新申請を行わなければならない。システム認証機関の維持・更新は以下の通りである。

2-2. システム認証機関の維持申請

システム認証機関は、システム認証機関登録の維持に当たり、協会に対し、「システム認証機関登録維持申請書」に漏れなく記入し、提出すること。協会は必要と判断した場合は、システム認証機関が保有するシステム認証に関する文書もしくは立会等の実施について、システム認証機関に通知をする。システム認証に関する文書には、実施されたシステム認証審査に関わる文書を含む。

申請内容

1). システム認証機関登録維持申請書

- ① 管理責任者名
- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ システム認証実施のための体制の変更の有無
- ⑤ システム認証に関する文書化体系の変更の有無
- ⑥ 年間システム認証審査案件およびその審査チーム
- ⑦ 前回の登録、維持もしくは更新からの異議申立ておよび苦情の有無及び対応状況

2). システム認証に関連する要員リスト

- ① 運営管理責任者の所属、役職、氏名
- ② 審査チームもしくはレビューチームに関わる要員の No、氏名、部署、役割、契約形態、個別検証の有無
- ③ 運營業務に関わる要員の氏名、所属部署、役職

2-3. システム認証機関登録更新申請

システム認証機関は、システム認証機関登録の更新に当たり、協会に対し、「システム認証機関登録更新申請書」に漏れなく記入し、提出すること。また、申請組織は、協会に対し、「システム認証機関の力量に関する要求事項」を基に作成した文書類を送付しなければならない。この際の文書類には、実施されたシステム認証審査に関わる文書を含む。協会は必要と判断した場合は、立会等の実施について、システム認証機関に通知をする。

申請内容

1). システム認証機関登録更新申請書

- ① 組織代表者名

- ② 事業者名
- ③ 連絡先部署、役職名、氏名、e-mail アドレス、電話番号、Fax 番号、住所
- ④ システム認証実施のための体制
- ⑤ システム認証に関する文書体系
- ⑥ 前回の登録もしくは更新からのシステム認証審査案件数
- ⑦ 前回の登録もしくは更新からの異議申立ておよび苦情の有無及び対応状況

- 2). システム認証に関連する要員リスト
- 3). 業務従事者個別表
- 4). 実施されたシステム認証審査に関わる文書
- 5). システム認証審査実施のための文書類
- 6). 認証機関の力量に関する要求事項への対応文書

2-4. 評価

協会は、提出された各書類の確認、および立会審査等を実施し、「システム認証機関の力量に関する要求事項」への適合性を判定する。

協会は、判定結果をシステム認証機関に通知する。

2-5. 登録

協会は、適合と判定されたシステム認証機関について、システム認証機関として登録を更新する。

2-6. 登録の停止及び取消し

協会は、システム認証機関の維持又は更新の申請に対し、要求事項を満たせなかった場合、システム認証機関に対し、登録の一時停止又は取消しに関する通知をする。

3. システム認証機関の登録の停止及び取消し

システム認証審査において適切さに欠けたり、プログラムの倫理・機密情報取扱規程に反したシステム認証審査員がいた場合、協会は、システム認証機関に対し、事実確認を行い、その結果を基に維持・更新の時期に関わらず登録の一時停止又は取消しに関する通知をする。

以上